

○小浜市食のまちづくり条例

平成13年9月26日
条例第30号目次
前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 食のまちづくり推進のための共通理解(第4条—第6条)
- 第3章 食のまちづくり推進のための基本原則
 - 第1節 市の基本原則(第7条—第10条)
 - 第2節 市民および事業者の基本原則(第11条—第13条)
 - 第3節 滞在者の基本原則(第14条)
- 第4章 食のまちづくり推進のための基本計画(第15条・第16条)
- 第5章 食のまちづくり推進のための基本的施策(第17条—第22条)
- 第6章 食のまちづくりの評価(第23条・第24条)
- 第7章 食のまちづくり推進のための体制(第25条—第30条)
- 第8章 食のまちづくり条例の位置付け(第31条—第33条)

附 則

小浜市に暮らす私たちは、先人が守り育ててきた優れた自然環境と伝統文化に感謝し、さらに磨きをかけ、未来につなげていくことが必要です。

若狭おぼまには、古く、飛鳥・奈良の時代から、宮廷に食材を供給した、全国でも数少ない「御食国^{みけつくに}」としての歴史があります。平安時代以降は、「若狭もの」という呼称のもとに、京都の食卓をも支えました。その歴史と伝統は、今も脈々と受け継がれており、若狭おぼまは、食に豊かなまちとして発展してきました。

地方分権時代の中で、特色あるまちづくりが求められています。小浜にないものを外から取り入れたり、急進的にまちづくりを行うのではなく、もともとある資源を活用し、市民意識の高揚の中で持続的に進めていくことが必要です。

小浜市がまちづくりを推進する上で活用すべき資源は、歴史と伝統を誇る「食」です。持続可能な「食のまちづくり」を創造し、展開していくことが小浜市の将来にとって最も価値の高いものとなります。

私たちは、若狭おぼまの歴史や風土を理解し、たぐいまれな「御食国^{みけつくに}」としての伝統を重んじるとともに、「食のまちづくり」を共通した認識のもとに、自由な発想と絶え間ない学習の中で推進していかなければなりません。

市、市民および事業者が主体的に参画し、協働して「食のまちづくり」に取り組むことによって、さらにいきいきとした市民意識をはぐくみ、個性的で表情豊かな小浜市を形成することを目標に、この条例を制定します。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、食のまちづくりに関する基本理念および基本原則を明らかにするとともに、食のまちづくりの基本的施策を定めることにより、市、市民および事業者が主体的に参画し、協働して取り組むまちづくりの推進が図られ、もって個性豊かで活力ある小浜市を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食材の生産、加工および流通に始まり、料理、食事に至るまでの広範な食に関わる様相ならびに食に関連して代々受け継がれてきた物心両面での習俗である食文化および食に関する歴史、伝統をいう。
- (2) 食のまちづくり 食を守り、はぐくみ、および活かすまちづくりをいう。
- (3) 身土不二^{しんどふじ} 人は、生まれ育った土地および環境と密接なつながりを持っており、その土地で生産されたものを食することが最も身体に良いということをいう。
- (4) 地産地消^{ちさんちしょう} 地元で生産されたものを食することをいう。

(基本理念)

第3条 食のまちづくりは、次の各号に掲げる基本理念に基づいて推進するものとする。

- (1) 食のまちづくりは、若狭おぼまに息づく御食国^{みけつくに}の歴史と伝統を重んじ、人が生きていく上で欠くことのできない食の安全性が確保され、食をはぐくむ自然環境が保全され、市民一人一人の健康が維持されるように行われなければならないこと。